

○豊島区立図書館資料収集要綱

平成17年3月22日

教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区立図書館の管理運営に関する規則（昭和54年教育委員会規則第4号）第3条第1項第1号の規定に基づき、図書館資料（以下「資料」という）の収集にあたって必要な事項を定め、適正な図書館運営を図ることを目的とする。

(収集の基本方針)

第2条 図書館は区民が求める資料を幅広く体系的に収集する。

- (1) 図書館は様々な思想、信条、学説、宗教、党派に対して、それぞれの観点にたった資料を公平かつ自由な立場で幅広く収集する。
- (2) 図書館は区民が求める多様な資料を各館で分担して収集し、相互に貸借して利用に供する。さらに区立図書館の資料で求めに応じられないときは、都立図書館、国会図書館、その他の図書館および関連諸機関と連携し、提供をはかる。

(収集の方法)

第3条 図書館は資料の収集にあたって、購入、寄贈、制作等の手段を利用して迅速、的確に収集する。

(館別収集方針)

第4条

- (1) 中央図書館は、地域図書館として収集する資料のほか、全域区民を対象にして、高次の学習、文化、調査研究に必要な資料を収集する。また、地域図書館の資料構成を補完する資料を収集する。
- (2) 中央図書館は豊島区および東京都の歴史・文化・社会・行政などの資料を網羅的に収集する。
- (3) 地域図書館は、区民の身近な図書館として、区民の社会生活を支える基本的な資料や日常の暮らしに役立つ資料を収集するとともに、趣味・レクリエーションなど区民の余暇生活を豊かなものにする資料を収集する。
- (4) 地域図書館は区民が生活する地域について、その歴史・文化・社会・行政などの情報を身近に得られるよう、資料を収集する。
- (5) 各地域図書館は、地域性を考慮し、地域ニーズに沿った貸出中心の資料を収集する。

(資料別収集方針)

第5条 収集する資料は、図書資料、視聴覚資料、障害者用資料とし、その収集方針は次のとおりとする。

(1) 図書資料

- ① 一般図書は、親しみやすく平易に書かれた資料を中心に各分野にわたり収集するとともに、必要に応じ高度かつ専門的な学習調査研究に関わる資料も収集する。
- ② 参考図書は、区民が調査研究するために必要な辞書、辞典事典、便覧、統計、年鑑、目録、名鑑等を系統的に収集する。
- ③ 青少年図書は、中学生、高校生および同世代の勤労青少年を対象に、青少年が好んで利用する資料で、精神的、知的成長にとって必要とされる資料を収集する。
- ④ 児童図書は、幼児、児童等を対象に子供の知的、情緒的経験の領域を広げ、想像力を伸ばし、情操を養うことが期待できるもので、的確な表現、科学性への配慮、正確な考証等に基づいた資料を収集する。
- ⑤ 外国語図書は、国際的な公用語、および近隣諸国の言語に関する資料を中心に収集する。
- ⑥ 逐次刊行物（新聞・雑誌）は最新の情報が得られる貴重な情報源であるので、幅広い分野にわたって収集する。
- ⑦ マンガは、評価の定まった作品を中心に、子供向けのものから大人向けのものまで、偏らないように収集する。
- ⑧ 郷土資料・パンフレットは、利用者がより身近なところで地域の歴史や地誌等に接することができるよう、郷土資料を収集する。また、行政資料についても、その収集に努める。

(2) 視聴覚資料

幅広い利用者層を対象とした収集を心掛けるとともに、ある程度評価の定まった資料を中心に収集する。また、今後のメディア開発の発展にあわせ、提供・保存に適切な資料を検討し、必要に応じて収集する。

(3) 障害者用資料

図書館資料の利用に障害のある人々に対し、社会生活に必要な事項、趣味、研修、学習、調査、研究活動などに情報提供をするための点字図書、録音図書、大活字本、さわる絵本を各分野にわたり収集や作成する。また、利用者の求めに応じて図書館資料の点訳、音訳、拡大写本の作成および収集に努める。

(収集資料の選定)

第6条 資料の収集にあたって、選定会議を開催して、収集する。

(資料の更新)

第7条 収集した資料を体系的に維持し、利用しやすい状態に管理するために適宜、除架、保存の処理を行う。

(資料の除籍)

第8条 収集した資料は、適正な資料構成の維持と充実をはかるため、除籍を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、中央図書館長の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。